

海老名市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、海老名市（以下「市」という。）とする。

(対象講座)

第3条 この事業の対象講座は、次の各号に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
 - (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
 - (4) その他前各号に準じて市長が地域の実情に応じて指定する講座
- (支給対象者)

第4条 この事業の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、市に住所を有するひとり親家庭の親であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者であつて、現に児童（満20歳に満たない者）を扶養していること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること、又はこれと同様の所得水準であること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (4) 過去にこの事業による訓練給付金を受給していないこと。
- (5) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付を受けていないこと
(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（要綱第3条第1項第1号及び2号の講座を受講する者）
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（要綱第3条第1項第3号の講座を受講する者）
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金

及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

2 前項の規定により算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下は切り捨てるものとする。

(事前相談の実施)

第6条 市長は、訓練給付金の支給を希望する者(以下「希望者」という。)に対し、支給要件等について、事前相談を実施するものとする。

2 この場合において、希望者の希望職種、職業生活の展望等を聴取し、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、教育訓練を受講することにより、自立が効率的に図られると認められるかどうかを確認するものとする。

(対象講座の指定申請)

第7条 希望者は、受講開始前にあらかじめ教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、受講を希望する講座について対象講座の指定を受けなければならない。

2 前項の受講開始日は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象講座を実施する教育訓練施設(以下「教育訓練施設」とい

う。) が通学制の場合は、対象講座の所定開校日とし、当該教育訓練施設の長が証明する日。

(2) 教育訓練施設が通信制（通信制に準ずるものを含む。）の場合は、受講申込後初めて当該教育訓練施設が教材の発送を行った日とし、当該教育訓練施設の長が証明する日。

3 第1項の規定による申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 希望者及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 希望者に係る児童扶養手当証書の写し（当該希望者が児童扶養手当受給者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は希望者の前年（1月から7月までの間に提出する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上のものに限る。以下同じ。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の発行する証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 受講を希望する講座の教育訓練施設及び当該講座の内容が確認できる資料等

(4) 住所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書

4 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があつたときは、対象講座の指定の審査を行い、速やかに、その可否を決定し、その旨を教育訓練給付金

事業受講対象講座指定通知書（第3号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、当該申請書の提出をした者に通知する。

（教育訓練給付金の支給の審査に係る留意事項）

第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、対象講座の指定を受けていない者で、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、受給要件を満たし、かつ、受講した教育訓練が適職に就く観点から適当と認められる場合には、当該指定を受けていない者を教育訓練講座の指定を受けたものとみなすことができる。

（訓練給付金の支給申請）

第9条 訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育訓練給付金支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する支給申請書は、当該対象講座の受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 前項の受講修了日は、教育訓練施設の長が申請者の教育訓練修了を証明する日とする。

4 申請者は、支給申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

（1） 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

（2） 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に提出する

場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の発行する証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 当該教育訓練施設の定める修了認定基準に基づいて、当該教育訓練施設の長が発行する当該申請者の教育訓練修了証明書

(5) 当該教育訓練施設の長が、当該申請者が支払った教育訓練経費について発行した領収書等

(6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

5 市長は、支給申請書の提出があつたときは、速やかに、支給の可否及び支給額を決定し、その旨を教育訓練給付金支給決定通知書(第5号様式。以下「支給決定通知書」という。)により、当該申請者に通知しなければならない。

(教育訓練経費の算定)

第10条 教育訓練経費の算定対象となる経費は、申請者が当該教育訓練施設に支払った経費で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 入学金又は登録料

(2) 対象講座の受講料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。)

(3) 前2号に掲げる経費の消費税相当額

2 次の各号に掲げる経費は、教育訓練経費の対象としない。

(1) 対象講座以外の検定試験の受講料

- (2) 対象講座の受講に当たって必ずしも必要とされていない補助教材費
- (3) 教育訓練の補講等にかかる受講料
- (4) 当該教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来申請者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等
- (7) 教育訓練に係る入学料及び受講料を、クレジットカード等で支払った場合、その利用にかかわる手数料等
- (8) 申請者が支給申請書提出時点で、当該教育訓練施設に対して未納となっている前項各号に掲げる経費
(公簿等による確認)

第11条 第7条第3項及び第9条第4項に掲げる書類により確認する事項を市が保有する公簿等によって確認することができるときは、希望者の承諾により、その公簿等により確認し、当該書類の添付を省略させることができる。

(関係機関との連携)

第12条 この事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であるため、市は教育訓練施設と密接な連携を図るとともに、教育訓練施設が必要な情報は、積極的に提供するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、施行日前に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成16年4月1日・制定》
《平成17年4月1日・一部改正》
《平成21年4月1日・一部改正》
《平成22年4月1日・一部改正》
《平成24年9月25日・一部改正》
《平成25年5月30日・一部改正》
《平成26年12月2日・一部改正》
《平成28年10月1日・一部改正》
《平成29年6月15日・一部改正》
《平成30年1月1日・一部改正》
《平成30年4月1日・一部改正》
《平成31年4月1日・一部改正》
《令和元年7月1日・一部改正》
《令和3年7月1日・一部改正》
《令和3年8月1日・一部改正》
《令和4年6月30日・一部改正》
《令和5年1月1日・一部改正》